

VI. 会議費の処理

今後、税務署のマークが厳しくなることが予想されますので、会議費の処理についても取扱いをきちんとした方がよろしいかと思われます。

会議費はあくまでも会議を開催した際にかかった費用ですので、議題が必要ですし、会議時間が昼食や夕食の時間にかかった場合の食事代に限定されるべきでしょう。

Q15. 今まで3,000円以下の飲食等については会議費、3,000円を超えるものについては交際費等として区分していました。今後、この基準を5,000円にすることができるのですか？

A15. 5,000円以下だとしても会議の実体がなければ会議費で処理することはできません。今回の措置は、本来

交際費になる飲食費から社外の者に対するものを例外的に除外することを目的としているためです。

Q16. 会議費で1人あたり5,000円を超えた場合には損金算入できないのですか？

A16. 会議の実体があり金額に合理性があれば（例えばトップどうしの商談）損金に算入できます。5,000円の基準はあくまでも交際費の特例であって会議費には関係ありません。

Q17. 会議費でも交際費のような説明書類を作成しなければならないのですか？

A17. 特に法律で決められてはいませんが、会議の実体の有無を説明するためには説明書類を作成し、保存しておくべきでしょう。（様式例2参照）

協和トピックス

第15号

平成18年12月

協和会計グループ
東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号 T
EL03-3241-4978 (代) FAX03-3246-0068
E-mail: office@cpakyowa.co.jp
U R L: http://www.cpakyowa.co.jp/

今回のテーマは、平成18年度税制改正で新たに設けられた「1人当たり5,000円以下の飲食費等」を交際費等から除外できる措置です。皆様方にとって身近でかつ関心の高い事項ではないでしょうか。また、これに関連して会議費の処理についても今後は税務署の厳しいチェックが入りそうです。会議の実体があるかどうか、それを明確にしなければならぬことに注意が必要です。特に関心がありそうなところを中心に質問形式でまとめてみました。詳しい内容、ご不明な点に関しましては、各担当者へご確認下さい。

I. はじめに

平成18年4月1日以後開始する事業年度から「1人当たり5,000円以下の飲食費等」を交際費等から除外できる措置が適用されましたが、そのポイントは以下の4つです。

- 1: 飲食その他これに類する行為のために要する費用に限定
- 2: 社内交際費は除く
- 3: 1人あたり5,000円以下
- 4: 証明書類の作成・保存

上記の要件を満たすことによって全額の損金算入が認められることとなりました。（人数の水増し等改ざんした場合には、重加算税の対象となりますのでご注意ください！）

この4要件について具体例を用いながら説明をしていきたいと思っております。

II. 飲食等の範囲

Q1. 「飲食その他これに類する行為のために要する費用」の「これに類する行為」とはどのようなものを指すのですか？

A1. 弁当代や出前等を指します。よ

って、単なる飲食物の詰め合わせを贈答する場合は、いわゆるお歳暮・お中元と変わらないため交際費等に該当することになります。

Q2. 飲食等の接待に伴うタクシー代は、飲食等の範囲に含まれるのですか？

A2. 接待に伴うものであってもタクシー代は「飲食」ではないので含まれません。従来通り交際費に含まれます。

III. 相手の範囲

Q3. ほとんどの参加者が社内の者であっても、社外の者が1人でもいれば社内交際費に当たらなくなりますか？

A3. 当然、その接待が懇親のために社内の者が多数参加する必要があるならば社内交際費には該当しません。しかし、形式的に社外の者を参加させている場合には社内交際費に該当すると思われます。

Q4. グループ会社の役員や従業員

(様式例2)

会議申請書

作成者印	所属長確認印	経理確認印
申請日		
申請者		
日時		
会議場所		
出席者		
会議内容		
支出金額		
飲食内容		
備考	

(注) 議事録を添付すること。
飲食があるときは、領収書を添付すること。

協和監査法人 証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税理士法人 協和会計事務所 税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	株式会社 協和ビジネスコンサルティング 証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！”
--	---	--

員は「社外の者」に該当しますか？

A 4. グループ会社であっても、別の法人格を有している以上「社外の者」になります。100%の資本関係であっても「社外の者」になります。

Q 5. 飲食費用を相手先と人数比で按分した場合、自己負担分は社内交際費になるのですか？

A 5. 社外の者との懇親が目的であれば社外交際費になります。その結果1人あたり5,000円以下であれば損金算入の対象になります。

Q 6. 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物（例えばお寿司など）を「お土産代」としてその飲食店等に支払う場合、「これに類する行為」に該当しますか？

A 6. 食物以外のお土産代や相応の時間に飲食できないことが想定されるものの場合は「これに類する行為」に該当しませんが、質問のような場合には「これに類する行為」とすることができず、しないこともできます。

IV. 限度計算の取り扱い

Q 7. 二次会等を行った場合、一次会の費用と合算して1人当たりの金額を計算するのですか？

A 7. 二次会等を一次会とは別の業態の店で行う場合には一軒の支払いごとに1人当たりの金額を計算します。

同一の店で飲食代を分割して支払っている場合には、まとめて1人当たりの金額を計算することになります。

Q 8. ゴルフ接待での昼食代やゴルフ終了後の懇親会の費用を5,000円の計算対象とすることは可能ですか？

A 8. できません。ゴルフ接待という一連の行為の一つであり不可分の性質のものといえるからです。

Q 9. 当社とグループ会社で共通する得意先を接待し、それにかかった飲食費を当社とグループ会社で負担しあいました。単純に飲食費総額を参加人数で除した金額は5,000円以下となるのですが、当社が負担することになった金額を当社の参加人数で除すると5,000円を超えてしまいます。この場合、損金算入の対象にならないのですか？

A 9. 損金算入の対象になります。1人あたり5,000円の内訳は、あくまでも飲食等の総額を参加人数で除して計算します。

なお、このような場合は「その他参考となるべき事項」に人数の内訳、グループ会社の名称とそれぞれの負担額を記載しておいた方がよいでしょう。

Q 10. 当初1人当たりの飲食費が5,000円を超えていたが、社長等が飲食費の一部を負担したことによって1人当たり飲食費が5,000円以下となった場合には損金算入の対象になりますか？

A 10. あくまでも、飲食店等に支払った総額を参加人数で除して計算した

結果が5,000円以下か否かで判定します。よって、当質問の場合には損金算入の対象外となります。

Q 11. 「1人あたり5,000円」の金額は税込で5,000円ですか、それとも税抜ですか？

A 11. 会社が消費税の処理を税抜処理で行っている場合は税抜で5,000円までとなり、税込処理を行っている場合は税込で5,000円までとなります。例えば、1人あたり5,000円（税込5,250円）の場合、会社が税込処理を行っている場合は1人あたり5,250円となり損金算入の対象外となりますが、税抜処理の場合は1人あたり5,000円となり損金算入できます。

V. 証明書類の作成・保存

Q 12. 交際費等からの除外規定を

(様式例1)

作成者印		所属長確認印		経理確認印	
交際費精算書					
申請日					
申請者					
日	時				
場	所(店名・住所)				
相手先会社名・当社との関係					
相手先の出席者 所属・氏名				:名	
当社先の出席者 所属・氏名				:名	
		参加人数合計		:名	
支出金額 ①		参加人数合計 ②		1人あたり支出金額 ①÷②	
円		名		円	
備考					
.....					
.....					
.....					

(注) 領収書等を添付すること。

Q 14. 事情があって接待相手の氏名等を記録したくない場合、損金算入は認められないのですか？

受けるための証明書類には最低限何を記載しなければならないのですか？

A 12. 次に掲げる事項を記載し保存しておく必要があります。

- ① その飲食等があった年月日
- ② その飲食等に参加した相手先等の名称等及びその相手先との関係
- ③ その飲食等に参加した者の数
- ④ その費用の金額並びにその飲食店料理店等の名称及び所在地
- ⑤ その他参考となるべき事項

Q 13. 保存書類には決められた様式があるのですか？

A 13. 特に決められた様式はありません。領収書や請求書に記載事項を記入しても構いません。参考に様式例をご参照ください。(様式例1参照)

A 14. 記載要件を欠くことになるため損金算入はできません。相手先参加者全員の氏名をフルネームで記載する必要があります。